

各位

横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号株 式 会 社 シ ス テ ム プ ロ代表取締役社長 逸 見 愛 親 (コード番号:2317 東証第一部)問い合わせ先 取締役管理本部長 国 分 靖 哲

問い合わせ先 取締役管理本部長 国 分 靖 哲 電 話 番 号 045 (640) 1401 (代) U R L http://www.systempro.co.jp

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 7 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 1 月 30 日開催予定の第 24 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の目的および理由

- (1) 公告閲覧の利便性の向上および公告費用の削減を図るため、現行定款第4条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せて事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)
- (2)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号、以下「整備法」という。)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ①整備法に定める経過措置規定により、平成18年5月1日付で定款に定めがあるものとみなされる事項につき、所要の規定の新設または変更を行うものであります。
    - a. 当社に取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め (変更案第4条)
    - b. 当社は株券を発行する旨の定め(変更案第7条)
    - c. 当社は株主名簿管理人を置く旨の定め (変更案第9条)
  - ②インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様に提供したものとみなすことができるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第14条)
  - ③株主総会の議事の円滑な進行のため、議決権の代理行使について、当社の当該株主総会において議決権を行使することができる株主1名と定めるものであります。(変更案第16条)
  - ④取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役全員の書面または電磁的記録による同意によりその決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第23条)
  - ⑤補欠監査役の選任の効力の期間を定める規定を新設するものであります。(変更案第30条)
  - ⑥社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定 契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第35条)
  - ⑦以上のほか、法令に定められた事項の確認的記載にすぎない規定を削除し、併せて、会社法 および関連法令に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、条文構成(条文の新 設および削除を含む。)、表現の変更および一部字句の修正を行うものであります。

# 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 1 月 30 日 定款変更の効力発生日 平成 19 年 1 月 30 日

# 3. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

	(下線部は変更部分を示しております。)
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当会社は、株式会社システムプロと称し、	第1条 (現行どおり)
英文では、SystemPro Co.,Ltd.と表示する。	
(目的)	(目的)
(日内)   第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と	(日内)   第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と
する。 (1) コンピュータ及び関連機器商品(ソフトウェ	する。 (1) コンピュータおよび関連機器商品 (ソフトウ
ア)の開発、販売	エア)の開発、販売
(2)コンピュータ技術者及び技能者の要員派遣	エノ)の開発、販元
(3) コンピュータ 秋州 有 <u>及 の</u>	(2)コンしュータ技術有 <u>およい</u> 技能有の安貞派 
(4) コンピュータハードの情報分析及び分析情	□ 塩 (3)コンピュータ利用に関するコンサルタント
報の販売	(4) コンピュータハードの情報分析 <u>および</u> 分析
(5)上記に付帯する一切の業務	情報の販売
(の工品に再する 9000米物	(5)上記に付帯する一切の業務
	(の工品に目前する 900)未物
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。	第3条 (現行どおり)
	(機関)
(新設)	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、
	次の機関を置く。
	(1) 取締役会
	(2) 監査役
	(3) 監査役会
	<u>(4)会計監査人</u>
(公告の方法)	   (公告方法)
(公言 <u>の</u> 万伝)   第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載す	(公百万伝)   第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。
カ <u>生</u> 末 ヨ云性のムロは、 <u>ロ平性視利側に掲載す</u> る。	
<u>.9°</u>	他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済
	新聞に掲載して行う。
Maria de la la	
第2章 株式	第2章 株式
( <u>発行する株式の総数</u> )	(発行可能株式総数)
第 <u>5</u> 条 当会社の <u>発行する株式の総数</u> は、924,000	第6条 当会社の発行可能株式総数は、924,000株
株とする。	とする。
	<u>(株券の発行)</u>
(新設)	第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

## (自己株式の取得)

第<u>6</u>条 当会社は、<u>商法第211条/3第1項第2号</u> の規定により取締役会の決議<u>をもって</u>自己株式 を買受けることができる。

#### (基準日)

第7条 当会社は、毎年10月31日の最終の株主名 簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載ま たは記録された議決権を有する株主(実質株主を 含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関す る定時株主総会において議決権を行使すべき株主 とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の 決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定 めることができる。

## (名義書換代理人)

- 第<u>8</u>条 当会社は、<u>株式及び端株につき名義書換</u> 代理人を置く。
- 2 <u>名義書換代理人及び</u>その事務取扱場所は、取 締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿、<u>端株原簿及び</u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

## (株式取扱規程)

第<u>9</u>条 当会社の<u>株券の種類及び</u>株式<u>の名義書換、実質株主通知の受理、端株原簿及び株券喪失登録簿の記載または記録、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>

### 第3章 株主総会

## (株主総会の招集)

第<u>10</u>条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>営業年度</u> <u>の末日の翌日より3ヶ月以内</u>にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招 集する。

### 変更案

(自己の株式の取得)

第<u>8</u>条 当会社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定に より<u></u>取締役会の決議<u>によって</u>自己<u>の</u>株式を<u>取</u> 得することができる。

## (削除)

# (株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

## (株式取扱規程)

第<u>10</u>条 当会社の株式に関する取扱い<u>および</u>手数 料は、法令または本定款のほか、取締役会にお いて定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会の招集)

第<u>11</u>条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>1月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

(新設)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年10月31日とする。

変更案

## (招集権者及び議長)

## (招集権者および議長)

- 第<u>11</u>条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、 議長となる。
- 第<u>13</u>条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、 議長となる。
- 2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締 役が株主総会を招集し、議長となる。
- 2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締 役が株主総会を招集し、議長となる。

(新設)

<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ</u>なし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。

## (決議の方法)

## (決議の方法)

- 第<u>12</u>条 株主総会の決議は、法令または本定款に 別段の定めある場合を除き、出席した株主の議 決権の過半数で行う。
- 第<u>15</u>条 株主総会の決議は、法令または本定款に 別段の定め<u>が</u>ある場合を除き、出席した<u>議決権</u> <u>を行使することができる</u>株主の議決権の過半数 <u>をもって</u>行う。
- 2 <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の</u>決 議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の3分の2以上<u>で</u>行 う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権 を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の3 分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- (議決権の代理行使)
- 第<u>13</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株 主を代理人として、その議決権を行使すること ができる。
- 第<u>16</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株 主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使する ことができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を 証明する書面を当会社に提出しなければならない。
- 2 (現行どおり)

### (議事録)

(削除)

第14条 株主総会における議事の経過の要領及び その結果については、これを議事録に記載または 記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押 印または電子署名を行う。

第4章 取締役および取締役会

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

(員数)

第17条 (現行どおり)

第15条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

- 第16条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数<u>で</u>行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないも のとする。

(任期)

- 第<u>17</u>条 取締役の任期は、<u>就任後</u>2年<u>内の最終の</u> <u>決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとす る。
- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第<u>18</u>条 <u>代表取締役は、</u>取締役会<u>の</u>決議に<u>より選</u> 任する。
- 2 取締役会<u>の</u>決議に<u>より、必要に応じて</u>取締役 会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務 取締役、常務取締役各若干名を定めることがで きる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第<u>19</u>条 取締役会は、法令に別段の定めある場合 を除き、取締役社長がこれを招集し、議長とな る。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締 役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第<u>20</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び</u>各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役<u>及び</u>監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>こ とができる。

(取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。なお決議につき特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加することはできず、またこの場合における取締役の数には算入しない。

変更案

(選任方法)

第18条 (現行どおり)

- 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>をもって</u>行う。
- 3 (現行どおり)

(任期)

- 第<u>19</u>条 取締役の任期は、<u>選任後</u>2年<u>以内に終了</u> <u>する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株 主総会の終結の時までとする。
- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>する</u>時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>20</u>条 取締役会<u>は、その</u>決議に<u>よって代表取締</u> 役を選定する。
- 2 取締役会<u>は、その</u>決議に<u>よって</u>、取締役会長、 取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、 常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第<u>21</u>条 取締役会は、法令に別段の定め<u>が</u>ある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第<u>22</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>および</u>各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。
- 2 取締役<u>および</u>監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催す</u> ることができる。

(削除)

(取締役会の決議の省略)

(新設)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす 場合は、取締役会の決議の目的である事項につ き、取締役会の決議があったものとみなす。

変更案

(取締役会の議事録)

(削除)

第22条 取締役会における議事の経過の要領及び その結果については、これを議事録に記載または 記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名 押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第<u>23</u>条 取締役会に関する事項は、法令<u>又は</u>本定款 のほか、取締役会において定める<u>「</u>取締役会規程 」による。

(報酬)

第<u>24</u>条 取締役の報酬は、株主総会の決議に<u>より</u>定める。

(取締役の責任免除)

- 第<u>25</u>条 当会社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5 <u>号の行為に関する</u>取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当会社は、<u>商法第 266 条第 19 項</u>の規定により、 社外取締役との間に、<u>同条第 1 項第 5 号の行為</u> <u>による</u>賠償責任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、<u>商法第 266 条第 19 項各号に定める</u> 金額の合計額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第26条 当会社の監査役は、<u>3名以上</u>とする。 2 当会社は、監査役が法令または定款に定める数 を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を予め 選任することができる。

(選任方法)

- 第<u>27</u>条 監査役は、株主総会において選任する。<u>ま</u>た、補欠監査役は、定時株主総会において選任する。
- 2 監査役<u>及び補欠監査役</u>の選任決議は、<u>総株主</u>の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数で行う。
- 3 補欠監査役予選の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催の時までとする。

(取締役会規程)

第<u>24</u>条 取締役会に関する事項は、法令<u>または</u>本 定款のほか、取締役会において定める取締役会 規程による。

(報酬等)

第<u>25</u>条 取締役の報酬<u>、賞与その他の職務執行の</u>対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことに よる損害賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に基づく賠償 責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額 とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第<u>27</u>条 当会社の監査役は、<u>5 名以内</u>とする。 (削除)

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数<u>をもって</u>行う。

(削除)

(任期)

- 第<u>28</u>条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決</u> <u>算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 第26条第2項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(新設)

(常勤監査役)

第29条 監査役は互選により、常勤監査役を定める

(監査役会の招集通知)

第<u>30</u>条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、</u> 会日の3日前までに発する。ただし、緊急の<u>場合</u> には、この期間を短縮することができる。

(新設)

(監査役会の決議方法)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第32条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果については、これを議事録に記載または 記録し、出席した監査役がこれに記名押印または 電子署名を行う。

(監查役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または定款 のほか、監査役会において定める監査役会規則に よる。

(報酬)

第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議に<u>より</u>定 める。 変更案

(任期)

- 第<u>29</u>条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了</u> <u>する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株 主総会の終結の時までとする。
- 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の</u>補欠として 選任された監査役の任期は、退任した監査役の 任期の満了<u>する</u>時までとする。

(削除)

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第30条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第<u>31</u>条 <u>監査役会は、その決議によって</u>常勤<u>の</u>監 査役を<u>選定する</u>。

(監査役会の招集通知)

- 第<u>32</u>条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各監査役に対して</u>発する。ただし、緊急の<u>必</u>要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続</u>きを経ないで監査役会を開催することができる。

(削除)

(削除)

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または<u>本</u> 定款のほか、監査役会において定める監査役会 規則による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議に<u>よって</u>定める。

## (監査役の責任免除)

第35条 当会社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、<u>取締役会の決議をもって、</u>監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

## (新設)

## 第6章 計算

## (営業年度及び決算期)

第36条 当会社の<u>営業</u>年度は、毎年11月1日から 翌年10月31日までの1年<u>とし、営業年度末日を</u> 決算期とする。

## (利益配当金)

第37条 当会社の利益配当金は、毎年10月31日<u>の</u> 最終の株主名簿に記載または記録された株主ま たは登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記 載または記録された端株主に支払う。

### (中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議に<u>より</u>、毎年 4月30日<u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、</u>中間配当を行うことができる。

### (配当金の除斥期間)

- 第39条 <u>利益配当金及び中間配当金</u>は、支払開始 の日から満3年を経過してもなお受領されない ときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 利益配当金、及び中間配当金には、前項の期間内であっても、利息を付さない。

### 変更案

## (監査役の責任免除)

- 第35条 当会社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>監査役(監査役であった者を含む。)の<u>損害賠償責任を、</u>法令の限度において<u>、取締役会の決議によって</u>免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計算

## (事業年度)

第36条 当会社の<u>事業</u>年度は、毎年11月1日から 翌年10月31日までの1年とする。

## (剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年10月 31日とする。

### (中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議に<u>よって</u>、毎年4月30日<u>を基準日として</u>中間配当を<u>する</u>ことができる。

### (配当金の除斥期間)

- 第39条 配当財産が金銭である場合は、<u>その</u>支払 開始の日から満3年を経過してもなお受領され ないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 前項の金銭には、利息を付さない。